

木造住宅にお住まいの皆さんへ 木造住宅の耐震化を支援しています



南海トラフにおける大規模地震の切迫性が高まってきたおり、伊賀市を含む広い地域で震度6強から6弱の強い揺れが起ると言われています。大地震に備え、皆さんのご家族の命を守るために、自宅の耐震性を把握し、必要な耐震補強などをおこなうことが大切です。

① 木造住宅耐震診断事業

積極的に専門家の耐震診断を受け、必要があれば早めに改修しましょう。

※受診料は無料です。

【募集戸数】 50戸（予定）

【対象】 次のすべてを満たす住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む。）された木造住宅で、3階建て以下の住宅
- 専用住宅、共同住宅・長屋建住宅（居住者の承諾が必要、併用住宅（延床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの）

○在来軸組構法（柱などの接合部を金物で止める一般的な構法）、伝統的構法（柱などを木組みによって建てる構法）、枠組壁構法（ツーバイフォー工法）の住宅

○1棟あたりの補強に要した経費の3分の2（上限60万円）

※丸太組構法（ログハウス）などは対象外

【診断方法】

電話で調査日時を調整の上、三重県木造住宅耐震促進協議会の登録耐震診断員が訪問調査（現地診断）で構造計算を行い、後日、報告書で診断結果を説明します。

② 木造住宅の耐震補強設計・耐震補強（改修工事）事業

木造住宅の地震への安全性を高め、住宅の倒壊を防ぎ、被害を少しでも軽くするために、希望する人に木造住宅耐震補強設計・補強（改修工事）事業費の一部を補助します。

【対象】

- すでに受けた耐震診断の結果で、評点が0.7未満であった木造住宅に対し、評点を1.0以上にする耐震補強設計・補強事業
- 現に居住している、または居住が見込まれる住宅

【耐震補強設計の補助額】

1棟あたりの補強設計に要した経費の3分の2（上限16万円）

【耐震補強の補助額】

○1棟あたりの補強に要した経費

の3分の2（上限60万円）

- 工事費用の11.5%（上限41万1,000円）
- 上乗せ補助（上限15万4,500円）

※すべて耐震補強設計事業で作成した補強計画に基づく改修工事に限る。

※耐震補強設計から改修工事まで実施することが明確な場合は、国の補助制度の拡充に伴い、補助額の上乗せなどがあります。詳しくはお問い合わせください。

【リフォーム工事の補助額】

1棟あたりのリフォームに要する経費の3分の1（上限40万円）
※木造住宅耐震補強工事と同時に、市内に本店・支店・営業所を有する建設業者が施工すること。

税の控除が受けられます

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）で建築された住宅の耐震改修を行った場合には、所得税額の控除（工事費用の10%相当額、上限25万円）があります。

①②の申込方法

住宅課または各支所振興課（上野

支所を除く。）にある申込用紙に必要事項を記入・押印の上、郵送または持参で提出してください。
申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

【申込期限】

12月28日（金）

※予算の範囲内での補助となるため、件数に限りがあります。希望する人は早期の実施をご検討ください。

【申込先・問い合わせ】

〒518-1395
伊賀市馬場1128番地
伊賀市建設部住宅課
☎43・2330
FAX 43・2332



◆ 受給を始めるためには申請が必要ですが

児童扶養手当・特別児童扶養手当

【問い合わせ】 ぐも未来課 ☎22・9654 FAX22・9646

■児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度

【手当を受けられる人】 次のいずれかの条件に当てはまり18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない児童を扶養している父か母、または父・母にかわってその児童を養育している人

- 児童の身体または精神に中程度以上の障がいがある場合は手続きにより20歳未満まで手当が受けられます。
- 父母が離婚した児童
- 父か母が死亡した児童
- 父か母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- 父か母の生死が明らかでない児童
- 父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父か母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻せずに生まれた児童
- 父母とも不明である児童
- 児童の住所が日本国内にないとき

○ 児童が入所施設に入所しているとき
または里親に委託されているとき

○ 児童が父か母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父か母に障がいがある場合を除く。）

○ 扶養している父・母または養育者の住所が日本国内にないとき

【申請に必要なもの】

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（省略できる場合あり）
 - ③ 請求者・対象児童・扶養義務者の個人番号カードまたは番号通知カード
 - ④ 運転免許証などの請求者本人の身分証明書類（顔写真がない場合は2点必要）
 - ⑤ 印鑑（スタンプ印不可）
 - ⑥ 振込先の預金通帳（請求者名義のもの）
 - ⑦ 年金手帳
- ※その他書類が必要な場合があります。
※手当を受ける人または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えると、手当額が全部または一部停止になります。

■特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度

【手当を受けられる人】

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養

育している父か母、または父母にかわって児童を養育している人

《特別児童扶養手当1級》

○ 身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級程度（内部的疾患を含む。）に該当するとき

○ 療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障がい、同程度の精神障がいであるとき

《特別児童扶養手当2級》

○ 身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度（内部的疾患を含む。）に該当するとき

○ 療育手帳の判定が中度程度の知的障がい、同程度の精神障がいであるとき

【手当を受けられない人】

- 児童の住所が日本国内にないとき
- 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- 児童が入所施設に入所しているとき
- ※ 保育所（園）、知的障害児施設、肢体不自由児施設、母子生活支援施設に通所（園）または保護者と共に入所している場合を除く。
- 扶養している父・母または養育者の住所が日本国内にないとき

【申請手続きに必要なもの】

特別児童扶養手当認定診断書（身体障害者手帳や療育手帳を所持していれば省略できる場合あり）

このほかに児童扶養手当の申請時必要書類①～⑥をご用意ください。

※その他書類が必要な場合があります。

※手当を受ける人または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えると

手当が支給停止となります。

手当の月額が改定されました

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正により、児童扶養手当と特別児童扶養手当が4月分以降、物価変動率を踏まえ月額0.5%引き上げられます。

■児童扶養手当

全：全部支給、□：一部支給

○ 児童1人のとき
全 42,290円 ↓ 42,500円
□ 9,980円 ~ 42,280円

↓ 10,030円 ~ 42,490円

○ 児童2人のとき
全 9,990円 ↓ 10,040円
□ 5,000円 ~ 9,980円

↓ 5,020円 ~ 10,030円

○ 児童3人以上のとき
全 5,990円 ↓ 6,020円
□ 3,000円 ~ 5,980円

↓ 3,010円 ~ 6,010円

※所得金額によって全部支給・一部支給を決定します。

■特別児童扶養手当

1級 51,450円 ↓ 51,700円
2級 34,270円 ↓ 34,430円

